

ちとせ小学校いじめ防止基本方針

十和田市立ちとせ小学校

1 方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級にもどの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「ちとせ小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

【いじめ防止のための基本的な姿勢】

- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・児童同士、児童と教職員をはじめとする校内における温かい人間関係の構築に努めます。
- ・いじめを早期に発見し、適切な対応、指導を行い、いじめ問題を早期に解決するように努めます。
- ・いじめ問題について、保護者、地域そして関係機関との連携を深めます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 校内体制

- ・校務分掌に「いじめ・不登校対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、関係学年主任・学級担任とする。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」の役割として、本校におけるいじめ防止等に対する取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発、早期発見・対処、組織的な対応等に関することを中核的に行う。
- ・いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議する。必要に応じて外部の見識者等を加える事もある。
- ・いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、全教職員が共有するものとする。
- ・学校評価においては、年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員による評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 いじめを未然に防止するために

(1) 児童に対して

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない大切な存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導等を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつように指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは、いじめていることと同じであることや、「いじめ」に気付いたら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

(2) 教職員として

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が、自己実現できるように、子どもが主体的に活動できる授業の実践に努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢をさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を共感的な姿勢で聞く。
- ・「いじめ」の構造やいじめの問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、人権に対する感覚を高め、自身の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まずに、管理職への報告・連絡・相談、同僚への協力を求めることが早期解決につながるという意識をもつ。そのために、気軽に相談できる職員室の風土づくりに努める。
- ・「自己肯定感」や「自己有用感」などの自尊感情を高めるような指導に努める。
- ・生徒指導における3機能（自己決定、自己存在感、共感的な人間関係）を生かして、自己指導能力を育む。
- ・「よりよい人との関わり合い」が主体的にできるように、社会性や人間関係形成能力等を育む。

(3) 学校全体として

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査、Q-Uテスト、アセスを定期的に（年3回程度）実施し、児童の様子や変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」への教職員の理解と実践力を高める。
- ・「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめに気付いた時には、すぐ先生や周りの大人に知らせる」こと大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる雰囲気作りと、体制の充実に努める。

(4) 保護者、地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、学級便り、参観日、PTA役員会、ちとせ地区青少年健全育成協議会等で伝え、理解と協力をお願いする。

6 いじめ早期発見

(1) いじめ発見のきっかけ

- ①学級担任が発見，②担任以外の教職員が発見，③アンケート調査などの取組
 - ④本人からの訴え，⑤本人の保護者からの訴え，⑥他の児童からの情報
- ※以上の他にも発見のきっかけはさまざま考えられる。

(2) いじめの態様

いじめの態様について，その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は，いじめられている子どもを守り通すという観点から，毅然とした対応をとることが必要である。

《 分類 》	《 抵触する可能性のある刑罰法規 》
ア 冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，いやなことを言われる ……………	▶脅迫，名誉毀損，侮辱
イ 仲間はずれ，集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが，他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
ウ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする ……………	▶暴行
エ ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする ……………	▶暴行，傷害
オ 金品をたかられる ……………	▶恐喝
カ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする ……………	▶窃盗，器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする ……	▶強要，強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で，誹謗中傷や嫌なことをされる ……………	▶名誉毀損，侮辱

(3) 早期発見の手立て

①日々の観察

- ・休み時間や昼休み，放課後の雑談等の機会に，子どもたちの様子に目を配る。子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは，いじめ発見に効果がある。

②観察の視点

- ・成長の発達段階からみると，子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め，発達の個人差も大きくなる時期でもあることから，その時期にいじめが発生しやすくなる。
- ・担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり，そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。
- ・気になる言動が見られた場合，グループに対して適切な指導を行い，関係修復にあたる。

③日記等の活用

- ・必要に応じて気になる子どもには日記等を書かせたり，担任と保護者が日頃から連絡を密に取ったりする。
- ・気になる内容に関しては，教育相談や家庭訪問等を実施し，迅速に対応する。

④教育相談

- ・日常生活での教職員の声かけ等，子どもたちが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・年間2回の定期的な教育相談週間を設け，子どもを対象とした教育相談を実施する。

⑤いじめ実態調査アンケート

- ・2学期にいじめ早期発見と実態調査のため，無記名によるいじめアンケートを実施する。

(4) 相談しやすい環境づくりについて

子どもたちが，教職員や保護者へいじめについて相談することは，非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて，いじめの対象になったり，さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し，その対応について細心の注意を払う必要がある。その対応によっては，教職員への不信感を生み，その後に情報が得にくくなるなど，いじめが潜在化することが考えられる。

①本人からの訴えのとき

- ア 心身の安全を保証する

- ・「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」と、いじめに対する教職員の姿勢を伝える。

- ・保健室や特別教室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

イ 事実関係や気持ちを傾聴する

- ・「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

②周りの子からの訴えのとき

ア いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

イ 「よく話してくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさな
いことを伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えのとき

ア 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

イ 問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。

ウ 児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

いじめ防止及びいじめ早期発見・対応への年間における主な取り組み

年間	月	目的	取り組み事項	担当	備考
生徒指導に関する情報交換及び対策の検討・共通理解 ・職員会議 ・生徒指導対策委員会 ・いじめ・不登校対策委員会 ・ちとせ学区青少年健全育成協議会との連携 ・PTA生徒指導委員会との連携 ・十和田市学校教育振興会生徒指導委員会からの情報を活用 ・スポーツ少年団との連携 ・アンケートの実施	4	いじめ防止及び早期発見	本校の「いじめ防止基本方針」の確認	生徒指導部	職員会議
	5	いじめ早期発見	前期Q-Uテスト・アセス実施・分析	生徒指導部 学級担任	
	6	いじめ防止及び早期発見	第1回生徒指導会議	生徒指導部	該当児童の確認と指導の共通理解 関連の研修会
		いじめ防止・早期対応	教育相談（事前アンケートを実施）	学級担任	
	7	いじめ防止	夏季休業に向けての指導	生徒指導部 学級担任	
			端末機器やメールなど情報モラルの指導	学級担任	道徳や総合的な学習の時間など
			保護者面談（夏期休業中）		
	8	いじめ防止及び早期発見	夏季休業中の情報交換	全職員	
	9	いじめ防止及び早期発見	すこやか相談（事前アンケートをもとにして）	保健指導部	学級担任以外（校長・教頭・教務・養護教諭）
		いじめ早期発見	無記名いじめアンケート	生徒指導部	学級担任
	10	いじめ早期発見	後期Q-Uテスト、アセス実施・分析	生徒指導部 学級担任	
		いじめ防止及び早期発見	第2回生徒指導会議	生徒指導部	生徒指導関連の研修【内容は生徒指導部で検討】その他共通理解事項の確認
	11	いじめ防止・早期対応	教育相談（事前アンケートを実施）	学級担任	
	12	いじめ防止	冬季休業に向けての指導	生徒指導部 学級担任	
	1	いじめ防止及び早期発見	児童の冬季休業中の様子について情報交換	全職員	
	1 ～ 2	いじめ防止・早期対応	第3回生徒指導会議	生徒指導部	事後経過の報告・確認、新規該当児童の確認、対応・指導の共通理解
3	いじめ防止・早期対応	学年末・学年始休業に向けての指導	生徒指導部 学級担任		

7 解決に向けたいじめ対応の基本的な流れと対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に考え、迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。

いじめ情報の キャッチ

- ・校長・教頭・生徒指導主任のいずれかへ報告し、校長・教頭・生徒指導主任で「いじめ・不登校対策委員会」を招集する。
- ・いじめられた児童を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

正確な 実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から聴き取った内容を記録する。
- ・個々に聴き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制と 方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

児童への 指導・支援

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との 連携

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

8 いじめ発見時の緊急対応

(1) いじめられた児童及びいじめを知らせた児童を守る

- ①いじめられていると相談に来た児童やいじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。
- ②状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報共有

- ①いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(管理職・担任)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ②短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

◆把握しておくべき内容例(児童の個人情報の取り扱いには十分注意する。)

- 誰が誰をいじめているのか? ……………【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか? ……………【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか?どんな被害をうけたのか? ……………【内容】
- いじめのきっかけは何か? ……………【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか? ……………【期間】

(3) 対応の仕方

①いじめられた児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②いじめられた児童の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

③いじめた児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

④いじめた児童の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

⑤周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示す。
- ・はやし立てることや見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

⑥継続指導をする

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

9 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・児童に精神性の疾患が発生した場合
- ・児童の身体に傷害があった場合
- ・児童が金品を奪い取られた場合
- ・児童が相当の期間学校を欠席している場合（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合には、迅速に十和田市教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ・調査主体は十和田市教育委員会とする。
- ・調査を行うための組織は十和田市教育委員会が設置する。
- ・十和田市教育委員会が設置する組織（以下、調査組織）の指示に従って調査を実施する。その際、学校は事実をしっかり向き合う姿勢を堅持する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者への調査結果の提供は、調査組織の指示で行う。
- ・再調査を行う場合その調査主体は十和田市教育委員会とし、再調査を行うための組織も十和田市教育委員会又は、十和田市が設置する。

9 評価について【学校の取組について、以下の方法で評価を実施する。】

(1) 未然防止

- ・児童に対し、アセス（学校環境適応感尺度）を実施（年2回程度）
- ・無記名による保護者からのアンケート調査（年2回）
（基礎・基本の定着、道徳の指導）

(2) 早期発見

- ・いじめに関するアンケート調査を定期的実施（年3回）
- ・無記名による「いじめアンケート」の実施（指導体制・方法の評価と危機管理意識の高揚）

(3) 早期対応…いじめ発生時の対応について

- ・教職員を対象とした評価に位置づけ実施
- ・被害児童保護者を対象に、対応終了後に評価を実施（随時）

